認定農業者制度のあらまし

担い手不足 → 育成・確保 → プロの農業経営者

認定農業者制度（平成５年創設）
効率的かつ安定的な農業経営を目指して、
- 農業経営改善計画の認定
- 計画達成に向けての支援

計画の作成 および 認定の申請（農業者）

【まずは彦根市農林水産課にご相談ください】
- ５年後を見通した「農業経営改善計画」を作成

＜記載内容の一例＞
- ア　農業経営の現状
- イ　農業経営の改善に関する目標（５年後）
- ウ　目標達成のためにとるべき措置

※経営の現状と課題を明らかにし、新たな目標を立てることが経営の発展に繋がります。
- 作成後、彦根市に計画の認定を申請

認定の審査（彦根市）

- 彦根市農業委員会、滋賀県、JA 東びわこ等の農業関係機関から意見聴取のうえ、認定の適否を審査
- 認定要件の適否審査
  - ア　基本構想に照らして適正か
  - イ　計画の達成される見込みが確実か
  - ウ　農地の効率的、総合的な利用を図るため適正か

認定農業者！

- 農業者経営改善計画認定書の交付（有効期限５年）
- 自ら立てた計画に沿った経営改善への取り組み
- 認定期間の中間年と最終年に、経営改善状況の報告
- 農業関係機関による各種支援
- 「彦根市認定農業者の会」への加入

支援措置の一例（H27.9.30 時点）
- 「スーパーＬ資金」等の融資関係
- 農業経営基盤強化準備金等の税制面
- 経営所得安定対策

スーパーＬ資金の利子の特例については、人・農地プランの中心経営体に位置付けられる必要があります。